【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年８月６日
【四半期会計期間】	第140期第２四半期（自　平成26年４月１日　至　平成26年６月30日）
【会社名】	三菱鉛筆株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI PENCIL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役　　数原　英一郎
【本店の所在の場所】	東京都品川区東大井五丁目23番37号
【電話番号】	東京（３４５８）６２２１（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長　　長谷川　直人
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東大井五丁目23番37号
【電話番号】	東京（３４５８）６２２１（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長　　長谷川　直人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第139期 第２四半期連結 累計期間	第140期 第２四半期連結 累計期間	第139期
会計期間		自平成25年１月１日 至平成25年６月30日	自平成26年１月１日 至平成26年６月30日	自平成25年１月１日 至平成25年12月31日
売上高	（百万円）	28,089	30,427	55,902
経常利益	（百万円）	5,256	5,636	10,019
四半期（当期）純利益	（百万円）	3,188	3,681	6,576
四半期包括利益又は包括利益	（百万円）	5,664	3,214	10,563
純資産額	（百万円）	56,420	63,637	60,863
総資産額	（百万円）	76,335	84,349	81,946
１株当たり四半期（当期）純利益金額	（円）	109.95	127.02	226.74
潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額	（円）	―	―	―
自己資本比率	（%）	72.7	74.2	73.0
営業活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	3,403	4,145	6,914
投資活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△677	△906	△1,147
財務活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△401	△455	△1,124
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高	（百万円）	23,726	29,052	26,483

回次		第139期 第２四半期連結 会計期間	第140期 第２四半期連結 会計期間
会計期間		自平成25年４月１日 至平成25年６月30日	自平成26年４月１日 至平成26年６月30日
１株当たり四半期純利益金額	（円）	49.98	46.40

（注）１．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．売上高には消費税等は含まれておりません。
３．潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２【事業の内容】

当第２四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また主要な関係会社における異動もありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当第２四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

２【経営上の重要な契約等】

当第２四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

３【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（１）業績の状況

当第２四半期連結累計期間（平成26年１月１日から平成26年６月30日まで）におけるわが国経済は、消費増税に伴う駆け込み需要の反動が幅広い業種で見られたものの、金融緩和をはじめとした政府主導による政策効果を背景に企業の景況感が改善し、個人消費にも引き続き強い動きが見られるなど、景気は緩やかながらも回復基調が続いてまいりました。一方、円安の影響も加わって、燃料や食料品を中心とした物価上昇から個人の景況感は悪化しつつあり、実体経済が回復したと感じるまでには至っておらず、依然として先行きが不透明な状況で推移しました。

当社グループが属しております筆記具の業界におきましては、消費増税前の前倒し需要による反動減は想定内に留まったものの、お客様の品質に対する選別の目が厳しさを増すなかで、これまで以上に価格競争の様相を呈しており、今後は更なる厳しい状況が続くものと思われます。

このような経営環境の中、当社グループは「最高の品質こそ最大のサービス」という社是の原点に立ち返り、高付加価値で高品質な商品開発を行ってまいりました。油性ボールペン『ジェットストリーム』には、なめらかな書き味はそのままに、操作性と高級感を両立させて好評を博しております『ジェットストリームプライム』に加えて、特殊繊維の「Ａｇファイバーチップ」を搭載し「なめらかな操作感」を実現したタッチペン付きの『ジェットストリームスタイラス』を発売し、タブレット端末などのデジタルツール使用時における「書く／描く」喜びを新たにご提案いたしました。また、シャープペンシルの『クルトガ』や多色・多機能ペンの『スタイルフィット』など当社主力商品を中心に更なる品質改良やバリエーションの充実を図り、新たな顧客層を開拓しながら市場シェアを拡大して収益を重ねることが出来ました。

この結果、当第２四半期連結累計期間における売上高は304億27百万円（前年同期比8.3%増）となりました。また営業利益は55億21百万円（前年同期比27.9%増）、経常利益は56億36百万円（前年同期比7.2%増）、四半期純利益は36億81百万円（前年同期比15.4%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりです。

筆記具及び筆記具周辺商品事業は、ジェットストリームシリーズをはじめとする主力商品の販売が堅調に推移したことに加えて、為替も期間を通して安定しており、この結果、外部顧客への売上高は290億96百万円(前年同期比8.8%増）となりました。一方、その他の事業は手工芸品事業は堅調に推移しましたが、粘着テープ事業は市況が厳しく、この結果外部顧客への売上高は13億30百万円（前年同期比0.5%減）となりました。

財政状態につきましては、当第２四半期連結会計期間末の資産は、前連結会計年度末に比べて24億２百万円増加し843億49百万円となりました。これは主として現金及び預金が28億３百万円、受取手形及び売掛金が５億59百万円増加した一方、たな卸資産が６億23百万円減少し、流動資産が25億60百万円増加したことによります。

負債は、前連結会計年度末に比べて３億71百万円減少し207億12百万円となりました。これは主として支払手形及び買掛金が２億７百万円、未払法人税等が１億79百万円減少したことによります。

純資産は、前連結会計年度末に比べて27億74百万円増加し636億37百万円となりました。これは、主として利益剰余金が32億48百万円増加した一方、為替換算調整勘定が４億５百万円減少したことによります。

（２）キャッシュ・フローの状況

当第２四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」）という）は、前連結会計年度末に比べて25億69百万円増加し290億52百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、主に税金等調整前四半期純利益56億20百万円、減価償却費６億50百万円、一方使用した資金は主に法人税等の支払額19億90百万円であり、この結果41億45百万円と前年同期に比べて７億42百万円の収入の増加となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動に使用した資金は、主に固定資産の取得による支出６億５百万円、定期預金の預入による支出２億85百万円、一方、得られた資金は定期預金の払戻による収入99百万円であり、この結果９億６百万円と前年同期に比べて２億28百万円の支出の増加となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動に使用した資金は、主に配当金の支払額４億19百万円であり、この結果４億55百万円と前年同期に比べて54百万円の支出の増加となりました。

（３）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第２四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は「株式会社の支配に関する基本方針」を定めており、その内容の概要は以下の通りであります。

①基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。そして、当社の企業価値の向上は、お客様が求める最高品質の筆記具を市場に提供すると共に、筆記具事業で培った技術を応用して新規事業を開拓し、その双方を結びつけ一体的な経営を行うことによって実現されるものであると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付けがなされた場合、それが当社の企業価値並びに株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が株主に対して代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付けの対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付けを行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、上記の当社の企業価値の源泉を理解した上で、かかる企業価値の源泉を中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する当社株式の大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

②基本方針の実現に資する取り組み

当社は、基本方針の実現に資する取り組みとして以下の施策を実施しております。

イ．中期３ヵ年経営計画策定

当社は、平成25年１月より「更なる成長に向けたグループ全体での基盤づくり」を基本方針とする平成27年までの中期３ヵ年経営計画を策定しております。その重点方針として「創新により競争力を高める」、「付加価値を生み出すための基盤整備」、「競争に耐える体力づくり」の３つを掲げ、企業価値向上に取り組んでおります。

ロ．コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、透明性の高い公正な経営を実現すべく、取締役の任期を１年とし、かつ社外取締役を選任することにより経営に対する監視機能の強化を図っております。また、監査役につきましては、社外監査役２名を含む４名により監査役会を構成し、取締役の職務執行の監査を行っております。当社は、このように、社外取締役と社外監査役による当社経営に対する監督・監視機能の充実を図り、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成25年３月28日開催の第138回定時株主総会において、従前の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の一部を改正した上で改めて導入することを株主の皆様にご承認いただきました（以下、改定後の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を「本プラン」といいます）。

本プランは、本プランの適用対象となる買付等が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報や時間を確保すると共に、買収者との交渉の機会を確保すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付けを行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる等の方法により対抗措置を実施いたします。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施、不実施又は中止等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしつつ、取締役会においても慎重な判断を行うものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

なお、本プランの有効期間は、第138回定時株主総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。

④具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期３ヵ年経営計画をはじめとする企業価値向上のための取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための枠組みであり、同じく基本方針に沿うものです。また、本プランは経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を全て充足していること、本プランは、第138回定時株主総会において株主の皆様の承認を得たうえ更新されたものであること、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては独立委員会による勧告を経ることが必要とされていること、本プランの内容として発動に関する合理的かつ客観的な要件が設定されていること、有効期間が約３年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、さらに、当社取締役の任期は１年とされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

（４）研究開発活動

当第２四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費は1,531百万円であります。

なお、当第２四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	136,500,000
計	136,500,000

②【発行済株式】

種類	第２四半期会計期間末現在発行数（株）（平成26年６月30日）	提出日現在発行数（株）（平成26年８月６日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	32,143,146	32,143,146	東京証券取引所（市場第１部）	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	32,143,146	32,143,146	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成26年４月１日～平成26年６月30日	―	32,143,146	―	4,497	―	3,582

（６）【大株主の状況】

平成26年６月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（百株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海一丁目８番11号	16,042	4.99
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい三丁目１番１号	15,057	4.68
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目５番５号	13,500	4.19
三菱鉛筆取引先持株会	東京都品川区東大井五丁目23番37号	13,359	4.15
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目１番２号	12,668	3.94
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	12,500	3.88
大同生命保険株式会社	大阪市西区江戸堀一丁目２番１号	11,720	3.64
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番１号	9,515	2.96
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目９番地	9,515	2.96
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目１番１号	8,997	2.79
計	－	122,874	38.22

（注）上記のほか、自己株式 19,910百株（6.19%）があります。

（７）【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成26年６月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式　1,991,000	－	－
	（相互保有株式） 普通株式　1,298,000	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式　28,818,800	288,188	－
単元未満株式	普通株式　35,346	－	－
発行済株式総数	32,143,146	－	－
総株主の議決権	－	288,188	－

②【自己株式等】

平成26年６月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式）					
三菱鉛筆㈱	東京都品川区東大井五丁目23番37号	1,991,000	－	1,991,000	6.19
（相互保有株式）					
三菱鉛筆東京販売㈱	東京都品川区東大井五丁目22番５号	564,600	－	564,600	1.75
三菱鉛筆九州販売㈱	福岡県福岡市博多区吉塚二丁目20番21号	268,400	－	268,400	0.83
㈱ユニ物流	東京都品川区東大井五丁目23番37号	465,000	－	465,000	1.44
計	－	3,289,000	－	3,289,000	10.23

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第２四半期連結会計期間（平成26年４月１日から平成26年６月30日まで）及び第２四半期連結累計期間（平成26年１月１日から平成26年６月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

（1）【四半期連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当第２四半期連結会計期間 (平成26年６月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	27,843	30,646
受取手形及び売掛金	※2 15,153	※2 15,713
たな卸資産	※3 12,931	※3 12,307
その他	2,305	2,136
貸倒引当金	△138	△148
流動資産合計	58,095	60,656
固定資産		
有形固定資産	11,622	11,595
無形固定資産	148	144
投資その他の資産		
投資有価証券	10,346	10,163
その他	1,733	1,790
貸倒引当金	△0	△0
投資その他の資産合計	12,080	11,954
固定資産合計	23,851	23,693
資産合計	81,946	84,349

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成25年12月31日）	当第２四半期連結会計期間 （平成26年６月30日）
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※2 7,812	※2 7,604
短期借入金	1,171	1,150
未払法人税等	2,059	1,879
賞与引当金	439	424
返品引当金	75	50
その他	4,557	4,696
流動負債合計	16,114	15,806
固定負債		
長期借入金	2	0
退職給付引当金	2,400	2,466
役員退職慰労引当金	821	803
環境対策引当金	28	28
負ののれん	16	-
その他	1,699	1,606
固定負債合計	4,969	4,905
負債合計	21,083	20,712
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,497	4,497
資本剰余金	3,583	3,583
利益剰余金	50,241	53,489
自己株式	△3,329	△3,330
株主資本合計	54,993	58,240
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,756	3,575
繰延ヘッジ損益	△32	4
為替換算調整勘定	1,135	729
その他の包括利益累計額合計	4,859	4,309
少数株主持分	1,011	1,086
純資産合計	60,863	63,637
負債純資産合計	81,946	84,349

（２）【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第２四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成25年１月１日 至　平成25年６月30日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成26年１月１日 至　平成26年６月30日)
売上高	28,089	30,427
売上原価	14,549	15,093
売上総利益	13,540	15,333
販売費及び一般管理費	※ 9,224	※ 9,812
営業利益	4,315	5,521
営業外収益		
受取利息	11	10
受取配当金	103	112
受取地代家賃	69	45
負ののれん償却額	32	16
為替差益	678	-
その他	116	52
営業外収益合計	1,011	236
営業外費用		
支払利息	7	6
持分法による投資損失	3	4
為替差損	―	50
シンジケートローン手数料	27	34
売上割引	16	15
その他	15	9
営業外費用合計	70	120
経常利益	5,256	5,636
特別利益		
固定資産売却益	5	0
投資有価証券売却益	―	19
特別利益合計	5	19
特別損失		
固定資産除売却損	9	34
投資有価証券評価損	168	―
出資金評価損	―	1
代理店契約解約損	18	―
特別損失合計	195	36
税金等調整前四半期純利益	5,066	5,620
法人税等	1,788	1,847
少数株主損益調整前四半期純利益	3,277	3,773
少数株主利益	88	91
四半期純利益	3,188	3,681

【四半期連結包括利益計算書】
【第２四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成25年１月１日 至　平成25年６月30日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成26年１月１日 至　平成26年６月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	3,277	3,773
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,379	△181
繰延ヘッジ損益	39	37
為替換算調整勘定	963	△414
持分法適用会社に対する持分相当額	4	0
その他の包括利益合計	2,386	△558
四半期包括利益	5,664	3,214
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,534	3,131
少数株主に係る四半期包括利益	129	82

（３）【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成25年１月１日 至　平成25年６月30日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成26年１月１日 至　平成26年６月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	5,066	5,620
減価償却費	658	650
貸倒引当金の増減額（△は減少）	17	11
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△72	65
前払年金費用の増減額（△は増加）	16	0
受取利息及び受取配当金	△114	△122
支払利息	7	6
為替差損益（△は益）	△584	26
持分法による投資損益（△は益）	3	4
投資有価証券売却損益（△は益）	―	△19
投資有価証券評価損益（△は益）	168	―
代理店契約解約損	18	―
売上債権の増減額（△は増加）	△1,033	△678
たな卸資産の増減額（△は増加）	625	470
仕入債務の増減額（△は減少）	79	△197
未収消費税等の増減額（△は増加）	149	99
その他	△119	81
小計	4,885	6,020
利息及び配当金の受取額	114	122
利息の支払額	△7	△6
法人税等の支払額	△1,571	△1,990
代理店契約解約金の支払額	△18	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,403	4,145
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△538	△605
固定資産の売却による収入	32	56
投資有価証券の取得による支出	△89	△100
投資有価証券の売却による収入	0	28
貸付けによる支出	△8	△14
貸付金の回収による収入	7	5
定期預金の預入による支出	△332	△285
定期預金の払戻による収入	258	99
その他	△6	△89
投資活動によるキャッシュ・フロー	△677	△906
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	29	△21
自己株式の取得による支出	△1	△0
配当金の支払額	△389	△419
少数株主への配当金の支払額	△32	△6
その他	△7	△6
財務活動によるキャッシュ・フロー	△401	△455
現金及び現金同等物に係る換算差額	520	△214
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	2,845	2,569
現金及び現金同等物の期首残高	20,881	26,483
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 23,726	※ 29,052

【注記事項】

（四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

（税金費用の計算）

当社及び一部連結子会社の税金費用については、当第２四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。

（四半期連結貸借対照表関係）

１．受取手形（輸出手形を含む）割引高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （平成25年12月31日）	当第２四半期連結会計期間 （平成26年６月30日）
受取手形割引高	45百万円	59百万円

※２．四半期連結会計期間末日満期手形の処理については、当四半期連結会計期間末日が銀行休業日の場合には、満期日に決済が行われたものとして処理しております。これにより四半期連結会計期間末残高から除かれている四半期連結会計期間末日満期手形は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （平成25年12月31日）	当第２四半期連結会計期間 （平成26年６月30日）
受取手形	132百万円	－百万円
支払手形	17	－

※３．たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （平成25年12月31日）	当第２四半期連結会計期間 （平成26年６月30日）
商品及び製品	6,392百万円	6,027百万円
仕掛品	2,440	2,346
原材料及び貯蔵品	4,098	3,933

４．債務保証

金融機関からの借入に対しての債務保証額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （平成25年12月31日）	当第２四半期連結会計期間 （平成26年６月30日）
三菱鉛筆販売協同組合	300百万円	100百万円
従業員	36	34
その他	1	1
計	338	135

（四半期連結損益計算書関係）

※．販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第２四半期連結累計期間 （自　平成25年１月１日 至　平成25年６月30日）	当第２四半期連結累計期間 （自　平成26年１月１日 至　平成26年６月30日）
販売促進費	1,536百万円	1,671百万円
貸倒引当金繰入額	14	6
給与手当	2,672	2,780
退職給付費用	62	105
賞与引当金繰入額	192	182
役員退職慰労引当金繰入額	60	56
研究開発費	1,398	1,531
減価償却費	136	134

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※．現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第２四半期連結累計期間 （自　平成25年１月１日 至　平成25年６月30日）	当第２四半期連結累計期間 （自　平成26年１月１日 至　平成26年６月30日）
現金及び預金勘定	25,334百万円	30,646百万円
預金期間が３ヶ月を超える定期預金	△1,607	△1,593
現金及び現金同等物	23,726	29,052

（株主資本等関係）

Ⅰ　前第２四半期連結累計期間（自　平成25年１月１日　至　平成25年６月30日）

配当に関する事項

（１）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年３月28日 定時株主総会	普通株式	407	13.50	平成24年12月31日	平成25年３月29日	利益剰余金

（２）基準日が当第２四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第２四半期連結会計期間末後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年７月25日 取締役会	普通株式	391	13.00	平成25年６月30日	平成25年９月４日	利益剰余金

Ⅱ　当第２四半期連結累計期間（自　平成26年１月１日　至　平成26年６月30日）

配当に関する事項

（１）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年３月27日 定時株主総会	普通株式	452	15.00	平成25年12月31日	平成26年３月28日	利益剰余金

（２）基準日が当第２四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第２四半期連結会計期間末後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年７月24日 取締役会	普通株式	437	14.50	平成26年６月30日	平成26年９月３日	利益剰余金

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

Ⅰ　前第２四半期連結累計期間（自　平成25年１月１日　至　平成25年６月30日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	筆記具及び筆記具周辺商品事業	その他の事業	合計	調整額（注）１	四半期連結損益計算書計上額（注）２
売上高					
外部顧客への売上高	26,752	1,337	28,089	－	28,089
セグメント間の内部売上高又は振替高	13	9	23	△23	－
計	26,765	1,346	28,112	△23	28,089
セグメント利益	4,253	49	4,302	12	4,315

（注）１．セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

２．セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しております。

Ⅱ　当第２四半期連結累計期間（自　平成26年１月１日　至　平成26年６月30日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	筆記具及び筆記具周辺商品事業	その他の事業	合計	調整額（注）１	四半期連結損益計算書計上額（注）２
売上高					
外部顧客への売上高	29,096	1,330	30,427	－	30,427
セグメント間の内部売上高又は振替高	12	8	21	△21	－
計	29,109	1,339	30,448	△21	30,427
セグメント利益	5,500	4	5,504	16	5,521

（注）１．セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

２．セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しております。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第２四半期連結累計期間 （自　平成25年１月１日 至　平成25年６月30日）	当第２四半期連結累計期間 （自　平成26年１月１日 至　平成26年６月30日）
１株当たり四半期純利益金額	109.95円	127.02円
（算定上の基礎）		
四半期純利益金額（百万円）	3,188	3,681
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	―
普通株式に係る四半期純利益金額（百万円）	3,188	3,681
普通株式の期中平均株式数（株）	29,002,427	28,980,635

（注）潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

当社は平成26年７月24日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条第１項の規定に基づき、自己株式を取得することに関し、次のとおりに決議しております。

（１）自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため

（２）自己株式取得に関する取締役会の決議内容

① 取得する株式の種類　当社普通株式
② 取得する株式の総数　500,000株（上限）
③ 取得する期間　平成26年７月28日から平成26年８月29日まで（約定日ベース）
④ 取得価額の総額　1,500百万円（上限）
⑤ 取得の方法　東京証券取引所における市場買付

２【その他】

当社は平成26年７月24日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおりに決議しております。

①配当金の総額　437百万円
②１株当たりの配当額　14円50銭
③基準日　平成26年６月30日
④効力発生日　平成26年９月３日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年８月６日

三菱鉛筆株式会社

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長﨑　康行	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植草　寛	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱鉛筆株式会社の平成26年１月１日から平成26年12月31日までの連結会計年度の第２四半期連結会計期間（平成26年４月１日から平成26年６月30日まで）及び第２四半期連結累計期間（平成26年１月１日から平成26年６月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱鉛筆株式会社及び連結子会社の平成26年６月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第２四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは四半期レビューの対象には含まれていません。